

医療法関連手続き記載要領

平成 27 年 3 月 3 日改正

【病院・診療所・助産所開設届出事項等変更届（様式）】

- (1) 「開設者」欄
 - ・「氏名」は、法人名称及び代表者の職・氏名を記載する。
 - ・「住所」は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。
 - ・「印」は、法務局へ届け出た法人印を使用する。
- (2) 名称
 - ・名称変更による届出の場合には、変更前の名称を記載する。
- (3) 所在地
 - ・ビル内での開設の場合は、ビルの名称及び階数まで記載する
(例) ～〇〇ビル〇階
- (4) 変更事項
 - ・医療法施行令第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 2 項の規定に規定する事項のうち、該当する事項を記載する。
- (5) 変更年月日
 - ・変更した日を記載する。

【添付書類及び留意点】

- (1) 開設者の住所及び氏名
 - ・開設者が変更になる場合（例：個人⇒法人等）、廃止及び新規開設の手続きが必要となるため、事前に保健所へ相談すること。
- (2) 施設名称
 - ・診療所・歯科診療所の名称は、広告の一環としてその使用が制限されているため、医療広告ガイドラインを参照し、医療法に違反のない名称とすること。
 - ・診療所・歯科診療所の名称については、病院と区別するため、「診療所」「クリニック」「医院」等を名称につけることが望ましい。
- (3) 診療科目
 - ・医療法第 6 条の 6、施行令第 3 条の 2 に規定されている診療科名を記載する。
(参考)「広告可能な診療科名の改正について」
(H20.3.31 医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知)
- (4) 病床数
 - ・用途変更により病室から他施設へ変更する場合については、事前に別途許可が必要となるため、保健所へ事前相談すること。
 - ・新旧平面図には各室の病室名、床面積及び病床数を記載する。
 - ・変更した病室に係る変更後の各病室の概要については、病室ごとに定員、内法面積、患者一人当たりの床面積等を記載すること。
 - ・療養病床は、1 室あたり 4 床以下とすること。
※附則第 4 条に経過措置あり。（平成 13 年 1 月 31 日厚労省令第 8 号）
 - ・床面積については、内法による測定とし、医療法に定める基準に適合していること。
 - ・有効内法床面積の算定にあたっては、備付けのタンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外すること。

【那覇市保健所】【病院、法人診療所用】

- (5) 管理者の医師免許証及び臨床研修終了登録証の写し
診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し
- ・窓口にて原本照合を行うため、申請時には原本もあわせて持参する
 - ・氏名又は本籍地が変更し、免許証の書換えがなされている場合、裏面にも記載がある場合があるので、その際は両面写しが必要となる
- (6) 管理者の履歴書
- ・氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴を記載の上、押印する